

審査基準表（別紙）

審査時における見積価格得点の算出方法について

1、基本的な考え方（市外実施の場合＝見積上限額 345 円）

305 円の見積を提示した事業者 A と 342 円の見積を提示した事業者 B が存在する場合

事業者 A （見積上限額 345 円-見積価格 305 円） $\times 0.5=20$ 点

事業者 B （見積上限額 345 円-見積価格 342 円） $\times 0.5=1.5$ 点

2、市外で満点額（305 円＝見積上限額 345 円-40 円）を下回る見積提示があった場合

最低見積額が見積上限額よりも 40 円を下回る場合は、見積上限額（345 円）-見積価格-40 円で得た額を、見積上限額（345 円）から減額した額を新たな見積上限額（点数算出のためのベース金額）とする。

なお、新たな見積上限額を設定することにより、マイナス点となる価格を提示した事業者の得点は 0 点とする。

また、本審査において新たな見積上限額が設定されても、プロポーザル実施要項 5.見積上限額については減額しない。

300 円の見積を提示した事業者 A と 342 円の見積を提示した事業者 B が存在する場合

見積上限額 345 円-最低見積額 300 円-40 円=5 円

見積上限額 345 円-5 円=340 円（新たな見積上限額）

事業者 A （340 円-300 円） $\times 0.5=20$ 点

事業者 B （340 円-342 円） $\times 0.5=\blacktriangle 1$ 点 →得点は 0 点とする。但し失格とはならない。

市内における見積額においても同様の考え方（見積上限額は 397 円）を適用する。